

警備業及び探偵業の行政処分結果の公表について

公安委員会による、次のそれぞれの法律に基づいて行われた行政処分の結果について、平成24年3月1日から公表することとします。

法律名

警備業法（昭和47年法律第117号）

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

公表の対象とする行政処分

警備業

認定の取消し
指示
営業停止命令
営業廃止命令

探偵業

指示
営業停止命令
営業廃止命令

* ただし、警備業、探偵業いずれも、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限るものとします。

公表の内容

認定証番号又は探偵業届出証明書番号
被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
当該処分に係る営業所の名称及び所在地
処分の内容
処分年月日
処分の理由及び根拠法令
処分を行った公安委員会

公表の方法

北海道警察本部閲覧コーナーに公表の内容を記載した行政処分公表票を備え置きます。
北海道警察本部ホームページに掲載します。

公表の期間

当該処分の行われた日から起算して3年間とします。